交通遺児激励事業についてのご案内

私たち山形県交通安全母の会連合会では、昭和４６年から、不幸にして交通事故でお父さんやお母さんが亡くなられ、交通遺児となられたお子さんたちを励ますため、県民の皆様に交通遺児募金をお願いしております。この皆様からの募金と篤志家の皆様方からの御寄付をもとに、県内の交通遺児たちがその逆境にめげずに勉学に励み、健やかに成長されることを願って、激励見舞金や勉学等奨励金等の給付を行っております。

皆様方の温かい善意をお待ちしております。

事業概要

県内に居住する満１８歳まで（１８歳に達した日の属する年度の末日まで）の者で、交通事故のため当該交通事故の発生の日から１年以内に父、母又は実質的に当該遺児を扶養していたものと認められる者を失った者若しくは当該事故のため父母等が生計を維持できない程度の心身障害になった者の子に対し激励金等を給付するものです。

給付内容

①激 励 見 舞 金　遺児に対し、激励のため事故時に１回限り給付
②勉学等奨励金　遺児に対し、毎年１回給付
③入 学 祝 金　小学校及び中学校に入学する遺児に対し給付
④卒 業 等 祝 金　中学校を卒業する遺児、及び年度末において１８歳に達した遺児に対し給付

給付金額

激 励 見 舞 金	遺児の発生した世帯１世帯につき５０，０００円を給付 遺児が複数ある場合は、２人目以降は１人につき５０，０００円を加算して給付
勉学等奨励金	年度末の年齢が１２歳までの遺児１人につき年額６０，０００円を給付 年度末の年齢が１３歳から１５歳までの遺児１人につき年額８０，０００円を給付 年度末の年齢が１６歳から１８歳までの遺児１人につき年額１２０，０００円を給付
入 学 祝 金	小学校に入学する遺児１人につき５０，０００円を給付 中学校に入学する遺児１人につき７０，０００円を給付
卒 業 等 祝 金	中学校を卒業する遺児１人につき７０，０００円を給付 年度末において１８歳に達した遺児１人につき１２０，０００円を給付

その他の支援

親子ふれあい支援　家族のふれあいを支援し、遺児の健やかな成長を推進するために、遺児及び保護者一人あたり、映画券 1,800 円、食事券5,000 円分を給付

山形県交通安全母の会連合会

～交通安全は家庭から～

寄付金・募金に関するお問い合わせは、県交通安全母の会連合会　事務局まで
山形県交通安全母の会連合会（県庁消費生活・地域安全課内）
〒990-8570　山形市松波二丁目8番1号　℡:023-630-2462

県公式ホームページ